

新型コロナウイルス資金繰り施策一覧(2020年5月1日時点/緊急経済対策に対応済み)

※経産省パンフ「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」はこちらからダウンロードして下さい。

●政府系金融機関

| 売上減少率 | 活用できる制度 | 限度額 | 返済期間(うち据置) | その他 | 制度の詳細内容 | 窓口 |
|---------|--------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|-----------------|----------------------|-------------|
| 20%以上減少 | 特別利子補給制度(中小企業者) | 3,000万円以下部分(国民事業) | 当初3年間 | 借換も無利子化対象 | 実質的な無利子化融資のご案内 | 日本公庫 |
| 15%以上減少 | 特別利子補給制度(小規模事業者) | 3,000万円以下部分(国民事業) | 当初3年間 | 借換も無利子化対象 | 実質的な無利子化融資のご案内 | 日本公庫 |
| 10%以上減少 | 衛生環境激変対策特別貸付 (※生活衛生事業者向け) | 別枠1,000万円 旅館:別枠3,000万円 | 7年以内(2年以内) | | 衛生環境激変特別貸付 | 日本公庫・国民生活事業 |
| 5%以上減少 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (国民生活) | 別枠6,000万円 | 設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内) | 利子補給対象 遊及適用可 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本公庫・国民生活事業 |
| | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 (中小企業) | 別枠3億円 | 設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内) | 既往債務の借換可 | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本公庫・中小企業事業 |
| | 商工中金による危機対応融資 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 中小企業:3億円 中堅企業:定めなし | 設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内) | | 新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 商工中金 |
| | 新型コロナウイルス対策マル経 | 別枠1,000万円 | 設備10年以内(4年以内) 運転7年以内(3年以内) | | 新型コロナウイルス対策マル経 | 日本公庫・国民生活事業 |
| | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 (※生活衛生事業者向け) | 別枠6,000万円 | 設備20年以内(5年以内) 運転15年以内(5年以内) | 利子補給対象 遊及適用可 | 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 | 日本公庫・国民生活事業 |
| 要件なし | 特別利子補給制度(個人事業主) | 3,000万円以下部分(国民事業) | 当初3年間 | 借換も無利子化対象 | 実質的な無利子化融資のご案内 | 日本公庫 |
| | セーフティネット貸付(国民生活) | 4,800万円 | 設備資15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内) | 要件緩和 | セーフティネット貸付 | 日本公庫・国民生活事業 |
| | セーフティネット貸付(中小企業) | 7億2千万円 | 設備資15年以内(3年以内) 運転8年以内(3年以内) | 要件緩和 | セーフティネット貸付 | 日本公庫・中小企業事業 |

※新型コロナウイルス感染症特別貸付及び危機対応融資等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

※日本公庫・中小企業事業の「特別利子補給制度」:国民事業と同条件にて、残高1億円まで当初3年間は金利0%となる

※商工中金「特別利子補給制度」:売上減少:中小企業▲20%以上、小規模事業者▲15%以上などを満たす場合は、残高1億円まで当初3年間は金利0%となる

※セーフティネット貸付:「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象

●信用保証協会

| 売上減少率 | 活用できる制度 | 限度額 | 返済期間(うち据置) | その他 | 制度の詳細内容 | 窓口 |
|----------|-----------------------|----------------|---------------|--------|------------------|--------------|
| 20%以上減少 | セーフティネット4号 | 2.8億円(無担8万円)以内 | 10年以内(1~2年以内) | 100%保証 | セーフティネット4号 | 信用保証協会 |
| 15%以上減少 | 危機関連保証 | 2.8億円(無担8万円)以内 | 10年以内(1~2年以内) | 100%保証 | 危機関連保証 | 信用保証協会 |
| 5%以上減少 | セーフティネット5号 | 2.8億円(無担8万円)以内 | 10年以内(1~2年以内) | 80%保証 | セーフティネット5号 | 信用保証協会 |
| 5%、15%減少 | 民間金融の実質無利子・無担保・保証料減免等 | 上限3,000万円 | 10年以内(5年以内) | 借換可能 | 実質無利子・無担保融資 | 民間金融機関が一元的窓口 |
| 要確認 | 自治体独自のコロナ対策融資制度 | 自治体による | 自治体による | | 「自治体名 コロナ 融資」で検索 | 各自治体 保証協会 |

※各自治体のセーフティネット認定申請について

※セーフティネット保証に関する最新の更新情報

※セーフティネット保証の認定緩和の概要について

「自治体名 セーフティネット保証」で検索
<https://www.meti.go.jp/covid-19/shikinguri.html>
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200311007/20200311007-4.pdf>

●その他、資金繰りに役立つ施策(リスク、補助、助成、納税猶予など)

| 要件・対象 | 活用できる制度 | 内容 | 制度の詳細内容 | 窓口 |
|-----------|-------------------------|--|---------------------|-------------------|
| 返済できない | 新型コロナ特例リスクスケジュール | 再生支援協議会が窓口相談や金融機関との調整、リスクスケジュール計画策定支援 | 新型コロナウイルス感染症特例リスク | 再生支援協議会 |
| 返済できない | 金融機関等への配慮要請 | 事業者の資金繰りに重大な障壁が生じることがないよう金融機関に要請 | パンフの該当箇所を参考 | 日本公庫・商工中金 民間金融機関 |
| 5%以上減少 | 小規模共済/特例緊急経営安定貸付 | 限度額2,000万円、無利子、償還期間:額により4年、6年(据置期間1年含) | 特例措置 貸付制度 | 中小機構 |
| 50%以上減少 | 持続化給付金 | 法人200/個人100万円、売上が前年同月比で50%以上減少している事業者が対象 | 持続化給付金に関するお知らせ(チラシ) | 経産省・持続化給付金 |
| 設備投資等する | ものづくり補助(生産性革命推進事業) | 特別枠創設(拡充策):補助率を1/2から2/3へ引上げ | 窓口・制度の詳細内容 | 中小企業団体中央会 |
| 設備投資等する | 持続化補助(生産性革命推進事業) | 特別枠創設(拡充策):補助上限を50万円から100万円へ引上げ | 商工会議所リンク 商工連合会リンク | 商工会議所リンク 商工連合会リンク |
| 設備投資等する | IT補助(生産性革命推進事業) | 特別枠創設(拡充策):補助率を1/2から2/3へ引上げ | IT導入補助金 | サービスデザイン推進協議会 |
| ブランド力向上 | JAPAN ブランド育成支援等事業 | 地域産品・サービスの魅力創出・発信活動・新市場開拓の支援。上限額:500万円・2,000万円 | JAPAN ブランド育成支援等事業 | 中小企業庁 |
| 事業承継したい | 経営資源引継ぎ・事業再編支援事業 | コロナの影響を受けている後継者不在事業者の引継ぎ再編を支援。200万、650万円 | パンフの該当箇所を参考 | 中小企業庁 |
| 雇用調整する | 雇用調整助成金・特例 | 特例措置実施。休業などを行い、雇用維持を図った場合に休業手当等の一部を助成 | 雇用調整助成金 | AP-ワーク 労働局 |
| 有給取得する | 小学校休業等対応助成金 | 小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得を支援 | 小学校等の臨時休業等に関する支援 | コールセンター |
| 生活費が困窮 | 緊急小口資金等特例/緊急小口資金 | 生活困窮者対象(個人事業含)。20万円、10万円以内。償還2年(据置1年)以内。無利子 | 緊急小口貸付等の特例貸付(チラシ) | 社会福祉協議会 |
| 生活費が困窮 | 緊急小口資金等特例/総合支援資金 | 生活困窮者対象(個人事業含)。月20万、15万円以内、償還10年(据置1年)以内。無利子 | 緊急小口貸付等の特例貸付(チラシ) | 社会福祉協議会 |
| テレワーク導入 | 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース等) | テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成 | テレワーク | 厚労省 |
| 納税できない | 税務申告・納付期限の延長 | 4月17日(金)以降であっても柔軟に確定申告書を受け付ける | パンフの該当箇所を参考 | 国税庁 |
| | 納税の猶予の特例 | 2月以降、売上が減少(前年同月比▲20%以上)した事業者。無担保、延滞税なし | パンフの該当箇所を参考 | 財務省 |
| | 国税の納付の猶予制度 | 国税を一時に納付することが困難な事業者が対象。換価の猶予、納税の猶予 | パンフの該当箇所を参考 | 国税庁(該当ページ) |
| | 地方税の猶予制度 | コロナにより納税能力が著しく低下している納税者が対象。徴収の猶予、換価の猶予 | パンフの該当箇所を参考 | 地元自治体 |
| 法人税の一部還付 | 欠損金の繰戻し還付 | 前年度黒字で今年度赤字の場合、損失が発生した場合など、法人税を還付 | パンフの該当箇所を参考 | 財務省 |
| 固定資産税等の軽減 | 固定資産税・都市計画税の軽減 | 固定資産税・都市計画税の特例(固定ゼロ)の拡充・延長 | パンフの該当箇所を参考 | 中小企業庁 |
| 納付できない | 厚生年金保険料等の猶予制度 | 換価の猶予、及び納付の猶予を実施 | 換価の猶予 納付の猶予 | 年金事務所 |
| | 国保等保険料等の取扱いについて | 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料(税)等の猶予を実施 | パンフの該当箇所を参考 | 地元自治体 |
| 電気代払えない | 電気・ガス料金の支払猶予等について | 供給停止の猶予など、電気・ガス料金の支払いの猶予を実施 | パンフの該当箇所を参考 | 電気事業者 ガス事業者 |

<制作>

認定経営革新等支援機関(認定支援機関) 横浜市都筑区仲町台1丁目8番9号508号室 電話 045-532-5125

行政書士サポートオフィス横浜 行政書士 安藤優介

<http://soغو.vokohama/>